

## 第 1111 回教育委員会 会議録

令和 4 年 5 月 30 日

15:00～15:25

### ①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、第 1111 回教育委員会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。  
先ほど、2名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、武田委員と山川委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。  
(1) 「庄内中高一貫校（仮称）の校名公募について」、高校教育課 高校改革推進室長より報告願います。

<高校改革推進室長> 報告 1－1 を御覧ください。令和 6 年度に開校する庄内中高一貫校（仮称）の校名公募については、3月の定例教育委員会において概要を御説明いたしました。6月から公募が始まりますので、その詳細について御報告いたします。

「1 スケジュール」を御覧ください。5月より県のホームページ、テレビ、ラジオ、庄内 2 市 3 町広報誌、ツイッター等で公募についてお知らせしているところです。6月 1 日から 30 日の間に校名を公募いたします。その後、集計作業、検討を経て、10月に校名の公表を予定しております。

「2 公募の詳細」の中段「応募先」の部分を御覧ください。募集は、ウェブ又ははがきによる郵送で受け付け、ウェブについては、スマホ等で QR コード、資料についておりますけれども、これを読み取ると「校名募集ホームページ応募フォーム」にアクセスできます。

下段の「その他」をご覧ください。東桜学館中学校、東桜学館高等学校と同様に、庄内中高一貫校（仮称）においても、四角の部分になりますが、中学校・高校で共通の校名となります。

また、この公募は、校名を決定する上で参考にするものであり、応募数の多寡により決定するものではありません。なお、校名の決定後、校

章、校歌の検討を進めて参ります。

以上となります。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<教 育 長>

議第1号「山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者の募集について」、生涯教育・学習振興課長から説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議第1号、山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の募集について、御説明申し上げます。

議1-1ページを御覧願います。お諮りいたしますのは、「山形県飯豊少年自然の家に平成29年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うための、指定管理者の募集について」でございます。

山形県飯豊少年自然の家は、昭和56年に西置賜郡飯豊町に設置された青少年教育施設であります。所在地は飯豊町大字添川字関山で、国道113号沿いにあります「道の駅いいで めざみの里観光物産館」の裏手の丘陵地に位置しております。

2の「指定の期間」は、「令和5年4月1日から令和10年3月31日まで」の5年間でございます。

3「申請者に必要な資格」につきましては、総務部から全庁に示されております「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」に沿った内容としております。

(1) 県内に主たる事務所を有していること、(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないことなど合計9項目でございます。

議1-3ページを御覧願います。

まず、山形県飯豊少年自然の家の「施設概要」について説明いたします。

1の設置目的は、団体宿泊訓練としての研修会や野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るというものでございます。

この敷地面積は、約10万㎡あり、東京ドーム約2個分の広さとなります。

建物は、地上2階建てで、主な設備として、宿泊室が和室、洋室合わせて16部屋あり、合計200名が宿泊可能であります。他に研修室、プレイホールの「チャレンジ広場」、土間の「どろんこ広場」などを備えておまして、雨天時もそういったところでテントを張ることのできるような設備もございます。

3の「利用時間」は、原則、午前9時から午後9時まで、休館日は、原則、祝日、年末年始、毎月第3日曜日及び月曜日となっております、利用

時間と休館日ともに、この基準内で指定管理者が自ら定めることとなります。

4の「利用者数」は、昨今の児童生徒数の減少により、小学校の宿泊学習としての利用が例えば一年置きになったり利用日数が短期化されるということもありまして、年々減少しており、更に御案内のとおり、令和2年度以降は、コロナ感染症対策として、休館あるいは事業の中止、一部利用制限が余儀なくされたことから大幅な減少となっております。

5の「現在の管理運営体制」は、県職員は正職員4名のほか、利用者への指導補助などを行う6ヶ月間の臨時職員1名となっております。

また、現在の指定管理者は「株式会社ヤマコー」であり、職員は常勤職員が6名、非常勤職員が4名となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項について説明申し上げます。

指定管理者が行う業務は、施設等の維持管理、運営、利用許可及び利用者への指導業務でございます。指導業務には、土・日や祝日等に開催する日帰りや1泊2日程度の短期の企画事業の実施を含むものとしております。指定管理料は、5年間で2億552万4千円を上限として、その範囲内での提案を受けることとなります。

最後に、4の「選定スケジュール」でございます。本日御可決をいただきますれば、7月8日に開催予定の「指定管理者審査委員会」において募集要項等を審査していただく予定であります。その審査を経まして、8月上旬から9月中旬まで約6週間の期間を確保して募集を行うことを予定しております。

候補者の選定については、募集締め切り後、10月上旬から中旬に開催されます選定審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえ、10月下旬以降に候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会での議決を経て、指定管理者の「指定」の議案について当教育委員会に議案を提出させていただく予定としております。

説明は、以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第2号及び議第3号は人事に関する案件であり、議第4号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第2号から第4号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長>

以上を持ちまして、第1111回教育委員会を閉会いたします。